

高所作業車運転特別教育開催のご案内

令和7年9月

お客様各位

青森労働局長登録教習機関
公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
青森事務所長

労働安全衛生法により、高所作業車の作業床の高さが10メートル未満の運転にあたっては、標記の『高所作業車運転特別教育』を修了する必要があります。

つきましては、下記により標記特別教育を実施いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 受講条件

科目の一部（原動機に関する知識）の免除が受けられる次に該当する方

- 建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した方
- 大型特殊自動車免許・大型自動車免許・中型自動車免許・普通自動車免許を有する方
※ 「運転免許証」を確認の際、マイナ免許証のみの提示では券面での免許情報が表記されないため、科目の免除適用はいたしかねます。予めご了承ください。
- フォークリフト運転・ショベルローダー等運転・車両系建設機械運転・不整地運搬車運転技能講習のいずれかを修了した方

2. 免除科目、受講料について

免除科目無の方				免除科目有の方			
免除科目に該当するいずれの資格もない方				有資格者（次の資格を取得または修了している方） 1. 移動式クレーン運転士免許 2. 小型移動式クレーン運転技能講習 ※力学が免除となります。			
会 員	受講料 15,400 円 テキスト代 1,760 円	計 17,160 円		会 員	受講料 13,200 円 テキスト代 1,760 円	計 14,960 円	
非会員	受講料 17,600 円 テキスト代 1,760 円	計 19,360 円		非会員	受講料 15,400 円 テキスト代 1,760 円	計 17,160 円	

3. 開催日時・会場

	開催日	受 講 時 間		会 場
		免除科目無の方	免除科目有の方	
学科	3 月 1 7 日(火)	9：10～15：25	9：10～14：20	八戸水産会館（小研修室） 八戸市白銀町三島下9 5 受付の開始は8時4 0分からとなります
実技	3 月 1 8 日(水)	8：50～12：00（定員2 0名）		(株)ほくとう八戸支店 八戸市北インター工業団地3－2－8 0
		13：20～16：30（定員2 0名）		

4. 申込方法・締切日

(1)	申込書に 写真1枚 （縦3.0センチ×横2.4センチ、申込前6ヶ月以内に撮影した上三分身、正面脱帽、無背景のもの）を貼付の上、ご郵送下さい。 ※有資格者の方は、保有する資格の免許証または修了証の両面のコピーを添付して下さい。 また、受講当日は原本を持参して下さい。 送付先 〒038-0031 青森市三内字丸山393-2 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 青森事務所 Tel 017-762-7205 FAX 017-762-7206
(2)	申込書受理後、当方より 受付完了のご連絡 をいたします。 受付完了後、受講料の払い込みをお願いいたします。なお、受講日の3日前以降の取消又は欠席の場合は、受講料は返還できませんので、ご了承下さい。
(3)	締切日は、令和8年3月10日（火）です。※定員40名に達し次第、締め切ります。お早めにお申し込み下さい。
(4)	修了試験の結果を通知（合格者には修了証を交付）します。 本人または所属事業所へ「特定記録郵便」（送料お客様負担）にて郵送いたします。 他の送付方法を希望の方はご相談ください。

5. その他

- (1) 講習当日は8時40分までに会場へお越し下さい。 駐車場がございますので、そちらを利用して下さい。
- (2) 講習初日に本人確認をさせていただきますので、次のいずれかの確認書類（原本）を持参して下さい。
（ 自動車運転免許証・住民票・パスポート・各種免許証 ）
- (3) 学科の際は、筆記用具を持参して下さい。
- (4) 実技当日は、作業服、ヘルメット、軍手を着用し、実技に相応しい服装で参加して下さい。
- (5) 「建設事業主等を対象とした助成金」を申請される事業者は、受給資格があるかどうか事前に労働局へお問い合わせ下さるようお願いいたします。
- (6) 当協会では、受講中のもしもの事故に対し、受講生を対象とした「講習会等災害補償保険」に加入しております。